

「神戸市自転車利用環境総合計画」の見直しについて

平成30年2月6日
神戸市建設局道路部計画課

1

現在の計画の概要

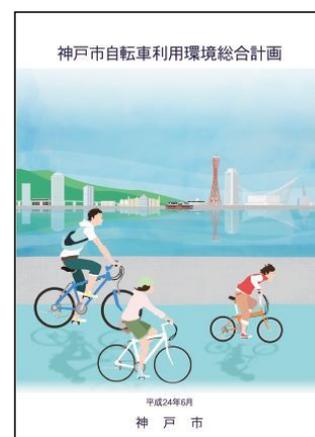
計画策定の背景

▶ 国の動き

- ① 自転車関連事故割合や自転車対歩行者事故の増加、自転車の保有台数の増加などへの対応
- ② 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の策定（平成24年11月）による自転車走行空間のネットワーク計画策定

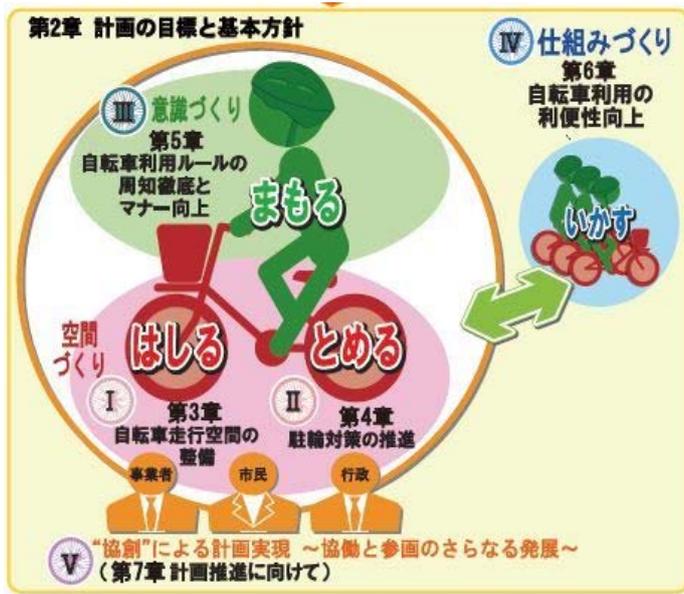
▶ 神戸市の課題

- ① 自転車関連事故の割合や自転車対歩行者事故の増加
- ② 放置自転車による歩行者の通行障害
- ③ 都心地域における駐輪場不足
- ④ 自転車に関するルール周知の必要性

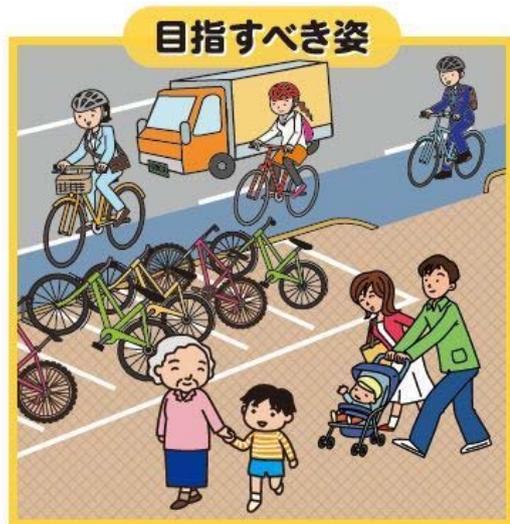


2

▶ 計画の目標と基本方針



▶ 目指すべき姿



「安全、安心して快適な自転車利用環境並びに歩行環境の創出による魅力的なまちづくりの実現」を目指しています

▶ 目標年次 : 2025年度(平成37年度)

計画の見直しについて

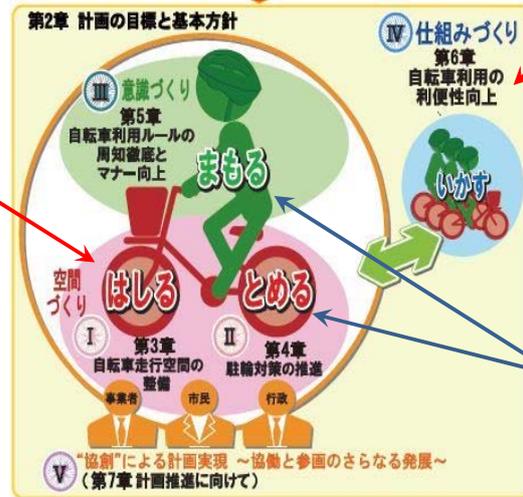
▶ 見直しの背景

- ① 自転車の活用推進のための国の「自転車活用推進本部」の設置と、自転車活用推進法の制定・施行(平成29年5月)
- ② 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改訂(平成28年7月)による、自転車走行空間整備の更なる推進
- ③ 自転車に関する安全対策推進の高まり
 - ・道路交通法改正(平成27年6月)による違反自転車の取り締まり強化
 - ・「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(平成27年10月)」による、兵庫県下での自転車損害賠償保険等加入の義務づけ

▶ 神戸市における計画見直しの必要性

- ① 自転車走行空間の整備効果や整備後の課題を踏まえた計画の見直し
- ② 多様な駐輪需要に対する対応やシェアサイクル事業の拡充など、時代の変化に対する対応

計画見直しの視点



自転車利用者の意見を踏まえた自転車走行空間の見直し

自転車を様々な政策課題へ活用する新たな取り組み

駐輪場整備や放置自転車への対応等の駐輪対策、自転車利用者へのルールの周知徹底など、自転車利用に関する事業を引き続き実施

【見直しの視点】

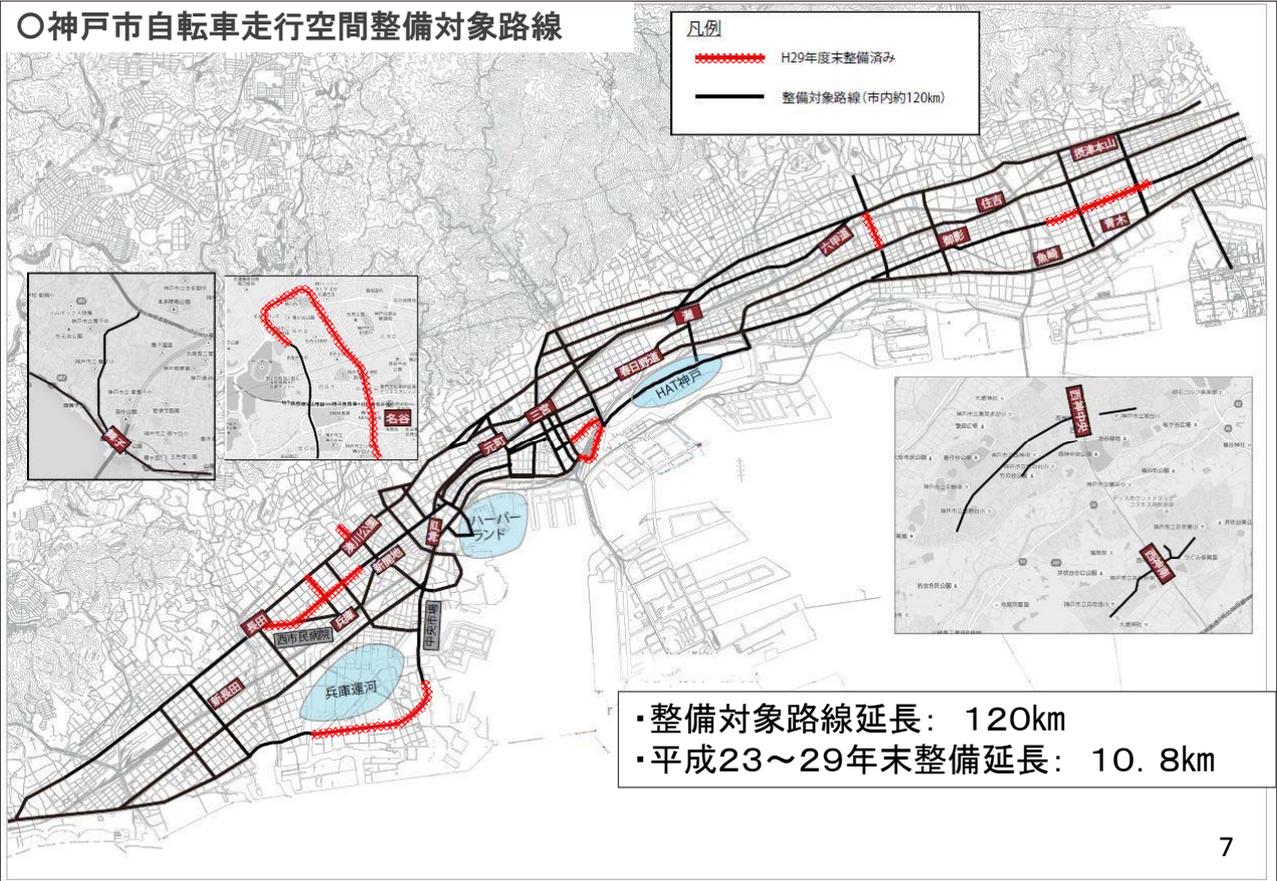
- ① 自転車走行空間整備の進め方
- ② 様々な政策課題に対する自転車活用

① 自転車走行空間整備の進め方

① 自転車走行空間整備の進め方

自転車走行空間の整備状況

○神戸市自転車走行空間整備対象路線



○自転車走行空間の整備形態

	①自転車道	②自転車レーン	③車道混在	④歩道通行
整備形態	<p>緑石線等</p> <p>歩道 自転車道</p>	<p>歩道 自転車専用通行帯 車道</p>	<p>民地側</p> <p>歩道 車道</p>	<p>普通自転車通行指定部分</p> <p>自転車歩行者道 車道</p>
写真				

○主な路線の整備状況



鳴尾御影線(東灘区)
自転車レーン L=1,590m



名谷環状線(須磨区)
普通自転車通行指定部分 L=2,920m



○主な路線の整備状況



国道28号(兵庫区・長田区)
自転車レーン L=1,620m

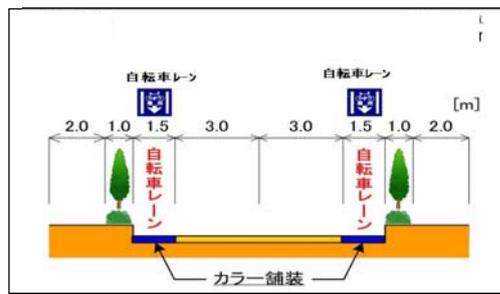
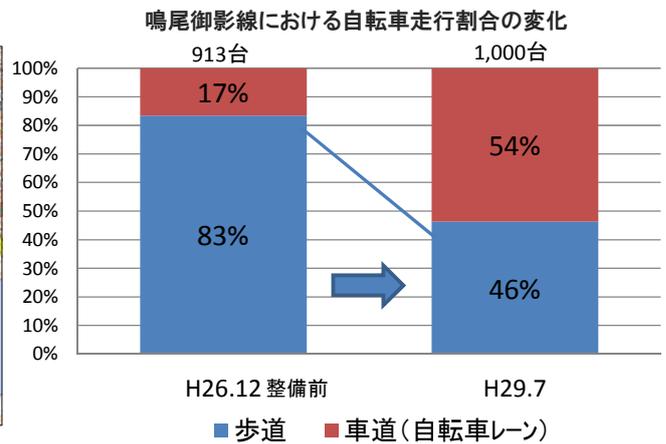


西出高松前池線(兵庫区)
自転車レーン L=1,690m



自転車走行空間整備の分析

○鳴尾御影線(東灘区)

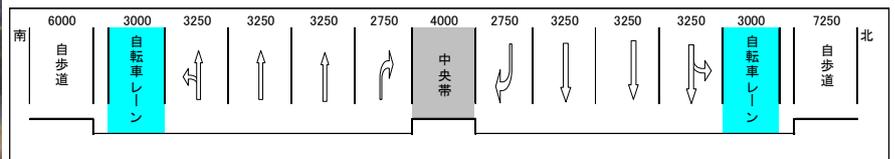
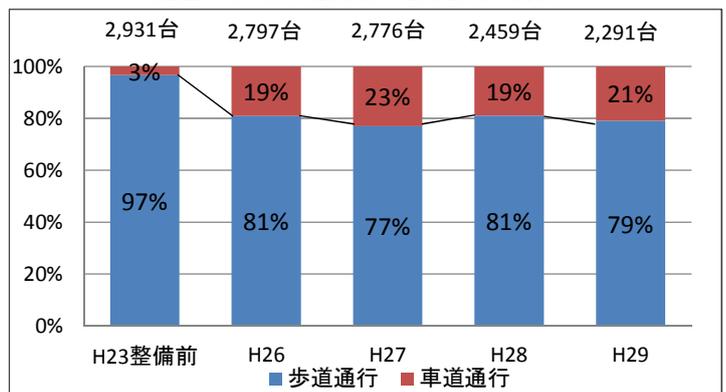


- ・地区内の幹線道路
- ・歩道の段差解消の整備と併せて、路肩部分に自転車レーンを整備
- ・歩道が狭いことから、自転車レーンが有効に活用されている

○国道28号



国道28号における自転車走行割合の変化



- ・東西の主要幹線道路で、車道1車線ずつを自転車レーンとして整備
- ・整備直後に自転車レーンの利用者が3%から約20%に増加 (速度の速い自転車等がレーンを利用)
- ・その後、整備延長が伸びても自転車レーンの利用に変化がない
- ・歩道が広いことから、自転車が歩道を通行しやすい環境がある

自転車走行空間整備に対する市民意見

○アンケート結果からの分析

(平成29年7月ネットモニターアンケートより)

- ① 自転車走行空間が自転車利用以外に使用され(路上駐車、歩行者の通行)、自転車が利用しづらい
- ② 自動車交通量が多い路線では、自転車は自転車レーンの走行を「怖い」と感じている
- ③ 歩行者にとっては、自転車が歩道を走るの「怖い」と感じている

○主な個別意見

(主要幹線道路の自転車レーンに関する意見)

- ・ 自転車走行空間に違法駐車車が大量に駐車しているため、かえって危険。
- ・ 路駐している車が多く、避ける為に道路に出ないといけなくなり、通行中の車との接触や迷惑をかける事が心配。レーンを作ることは、歩行者の安全為にとてもいいことだと思いが、路駐を徹底して取り締まって欲しい。
- ・ 大開通の自転車レーンを知っているが、大型トラックも多いし、車道を自転車が通るのが怖い。車からも自転車が倒れてこないか怖い。歩道が広いのに、なぜ歩道部分に色分けしなかったのか。
- ・ エリアによってはとても良い方法と思うが、狭い道路や交通量によっては unnecessary 場合もあると思う。
- ・ 自転車レーンと車道の間を柵などで分離して欲しい。

(整備を希望する意見)

- ・ この様なゾーンが増えれば乗る側も歩行者も安全性の事を考えれば大変期待できると思う。
- ・ 三ノ宮エリアは歩行者で溢れかえっていて走行しにくく、かと言って車道は怖くて走れないので自転車エリアがあるといいなと思う。
- ・ 歩道を子どもと歩いていると、後ろから自転車が走ってきて、舌打ちをされた。自転車の走行ルールが無視されていることが多々あり、どうにか取り締まりをして欲しいと思う。自転車専用の空間があればほんとに助かる。

13

走行空間の整備で見えてきた課題

- ・ 同じ自転車レーンの整備でも、道路の状況によって整備効果に違いがある
- ・ 「道路の幅員構成」や「沿道の利用状況」などを踏まえた、地域に相応しい整備形態の選定が必要
- ・ これまでの「自転車交通量」、「路線としての連続性」の視点だけでなく、「歩行者の安全性向上」などの視点も必要
- ・ 整備の実績やアンケート結果を踏まえ、より効果が高い場所から順次整備を進めていくべき

14

整備対象路線選定や優先順位の見直し(案)

▶課題を踏まえた見直しの方向性

- ①整備対象路線の選定の見直し
- ②整備の優先順位の見直し
- ③整備形態(自転車レーン、車道混在、普通自転車通行指定部分など)の選定方法の見直し

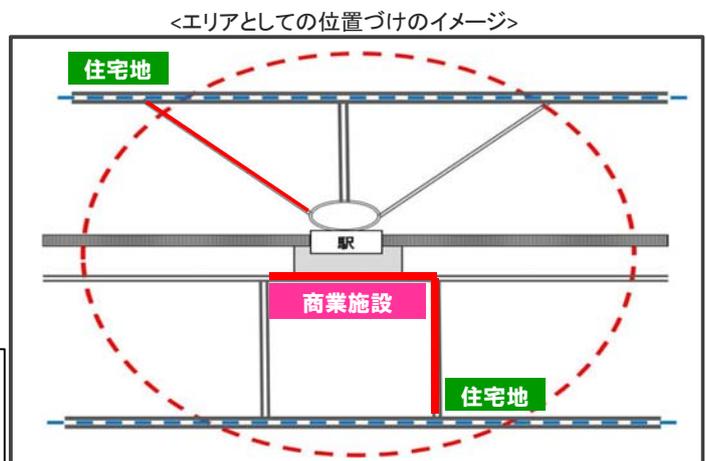
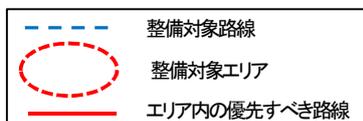
▶整備対象の位置づけと優先順位の考え方



歩行者の安全性確保と自転車の走行性の向上の観点から、**優先的に整備すべき路線と整備形態を選定**

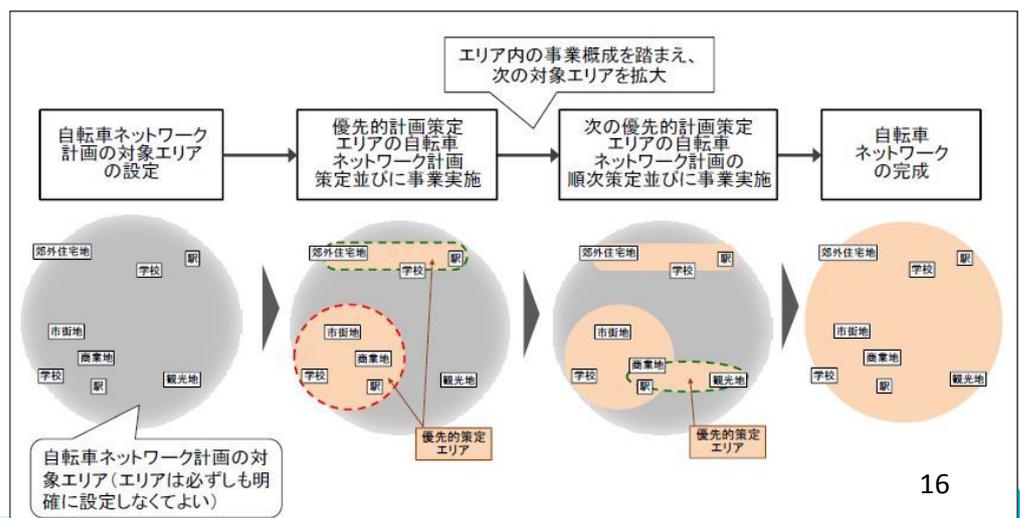
▶エリアとしての位置づけについて

- ・駅利用者の多い鉄道駅を中心に整備対象エリアを設定
- ・駅と住宅地などを結び、自転車或いは歩行者通行量が多い路線を優先的に整備

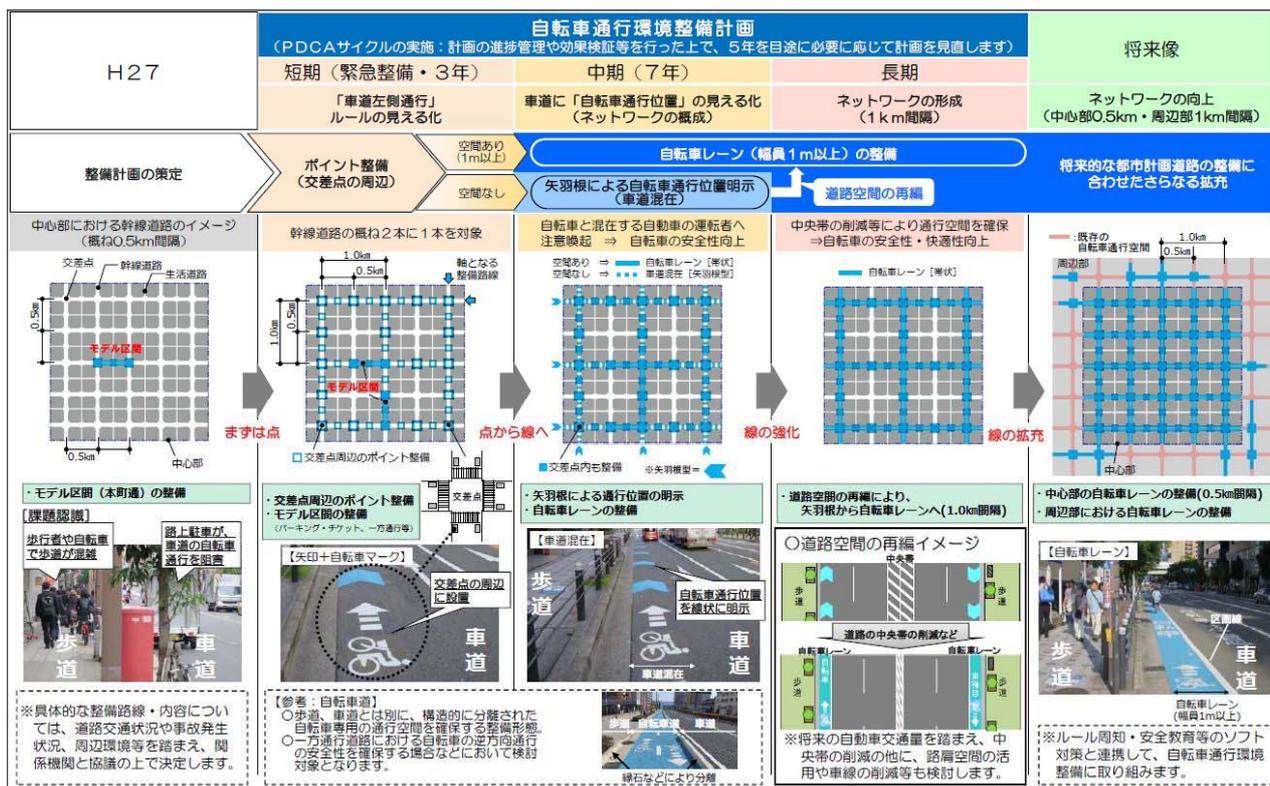


<参考>

国のガイドラインにおけるエリアの位置づけ及び段階的な計画策定のイメージ



【事例】大阪市自転車通行環境整備計画(H28.7)における段階的な計画策定や整備の考え方



「①自転車走行空間整備の進め方」について ご議論いただきたい内容

- これまでの整備で見えてきた課題について
- 自転車走行空間をネットワークすることについて
- 「エリアとしての位置づけ」について
- 整備の優先順位について

②様々な政策課題に対する自転車活用



②様々な政策課題に対する自転車活用

電動アシストなど自転車の多様化や、自転車の3人乗り(幼児2人の同乗)普及など、自転車がさらに便利で快適な市民の移動手段となっている現在の状況を踏まえ、市民の身近な移動手段である自転車を、様々な政策課題の解決策として活用していく。

【自転車を活用する政策課題の例】

- ① 移動手段の多様化や観光来訪などの回遊性の向上
- ② 公共交通の補完や利便性向上
- ③ 子育て支援



これまでの取組み

○コミュニティサイクル(コベリン)について

①目的

都心地域の回遊性の向上、自転車総量の抑制とそれによる放置自転車の減少を目的に、平成27年3月より事業開始

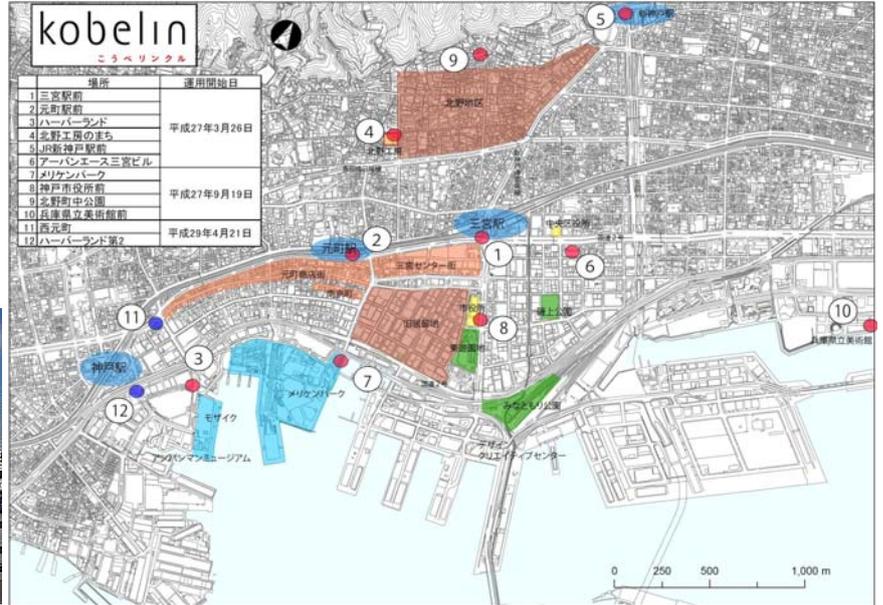
②事業者

サイカパーキング株式会社
(共同事業者)
株式会社ドコモ・バイクシェア

③事業規模

(平成29年12月末現在)

- ・ポート数 : 13箇所
- ・自転車台数: 80台

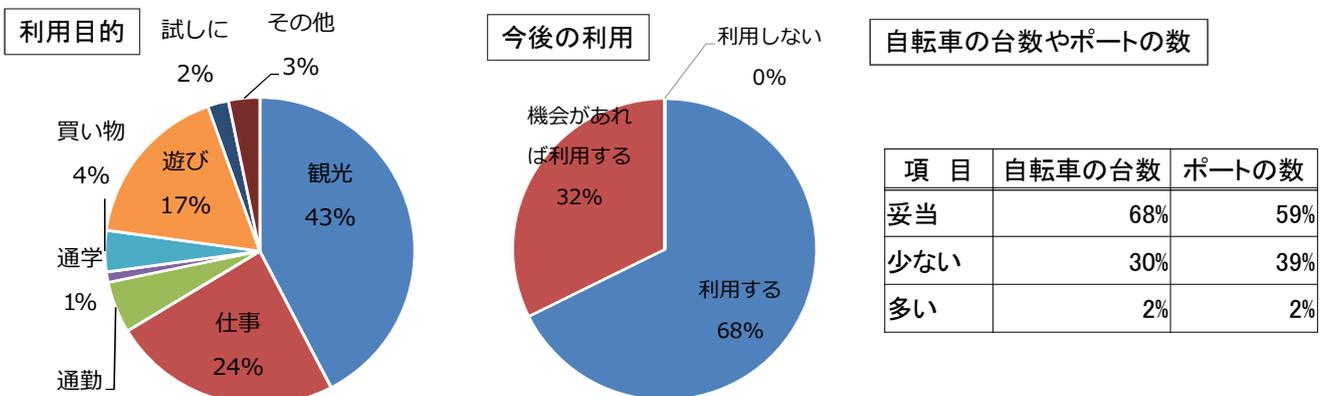


21

④利用者の状況(平成29年12月現在)

- ・会員数 : 32,554人
- ・回転率 : 1.49回/日・台
※最高回転率(月): 2.14 (H29.8) 最高回転率(日): 2.84 (H29.7.17)
- ・利用料金: [1回利用]最初の60分100円、以後30分毎100円、1日最大1,000円
[1日利用]1日500円

⑤利用者アンケートの結果(平成29年3~4月実施 回収数:103件)



- ・観光や遊びを目的とした利用が最も多い。
- ・そのほか、仕事、通勤等の利用も3割程度を占めており、様々な目的に利用されている。
- ・今後も「利用する」と回答された方が大半を占めており、利用者の満足度は高い。
- ・一方で、自転車の台数やポートの数について「少ない」と感じている方が3~4割となっており、事業の充実が必要である。

22

⑥利用者の行動範囲(平成27年11月3日のGPSデータより)



- ・ポートを設置している都心地域に利用が集中している。
- ・一部の利用者は、都心地域だけでなく、東西は東灘～須磨、南北では、山麓エリア～ポートアイランドまで行動範囲がかなり広い。

23

○事業の評価

- ・観光や買い物等のレジャー目的で多く利用されており、当初の目的である回遊性向上のために利用されている。
- ・公共交通ではいけないルートやエリアにも利用できるなど、公共交通の補完としても機能している。
- ・観光などの休日利用のほか、仕事や通勤目的の平日利用もあり、シェアサイクルとしての機能を十分に発揮している。

○今後の事業展開のイメージ

- ・都心地域におけるコミュニティサイクルの充実
都心地域における回遊性向上の更なる充実に
を目的に、現在の利用範囲などを踏まえ、
さらなる利用促進を目的に、エリア拡大など
について検討していく。

<コミュニティサイクルエリア拡充イメージ>



24

自転車を活用した施策のイメージ(案)

コミュニティサイクルが、「都市の回遊性向上」に対する対応策として活用している実績を踏まえ、様々な政策課題への対応に自転車を活用する新たな視点を取り入れる。

施策目標①: 移動手段の多様化や観光来訪などの回遊性の向上

① 駅前駐輪場でのレンタサイクル事業の展開

- ・郊外を中心に、公共交通の補完やまちの活性化を目的に、駐輪場の空きスペースを活用したレンタサイクル事業を展開

レンタサイクル実施イメージ



② サイクリングなどの自転車走行環境の充実

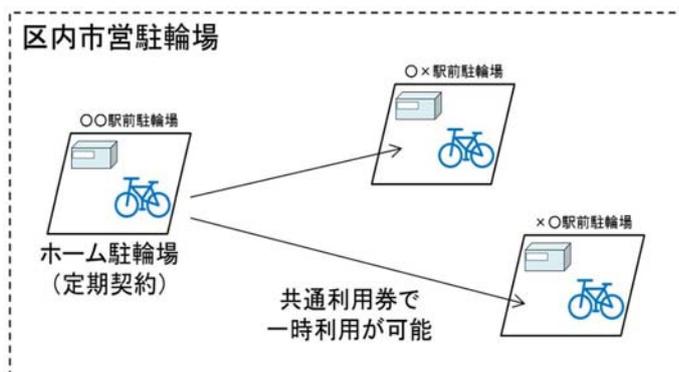
- ・自転車を余暇として活用する環境をつくる
- ・サイクリングやポタリングでも利用できる自転車走行環境の充実を図る



③ 市営駐輪場の共通利用

- ・市営駐輪場定期利用者が、同区内の複数の駐輪場の一時利用を可能にする仕組み
- ・自転車で移動しやすい環境づくりと市営駐輪場の利便性向上を図る

<実施イメージ>

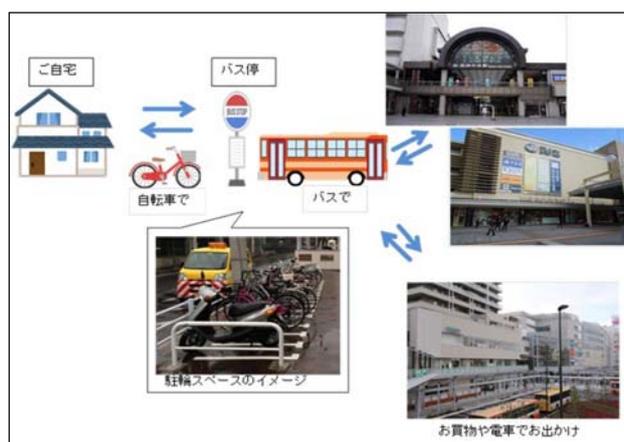


施策目標②: 公共交通の補完や利便性向上

① バス停における駐輪場の整備

- ・主要駅から離れた地域の交通手段として、バスを更に使用しやすい環境を整備
- ・郊外のバス路線の少ない地域住民が、バスの便数が多いバス停までの交通手段として自転車を活用できるよう、便数の多いバス停付近に駐輪スペースを設置

<実施イメージ>



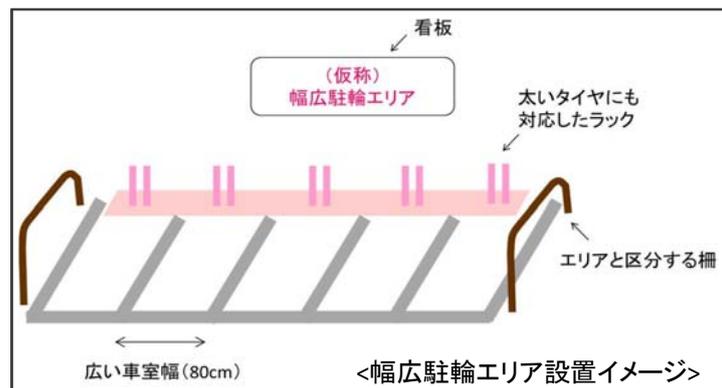
施策目標③：子育て支援

- ①子育て世帯を対象とした市営駐輪場の利用割引
 通勤、買物、保育所の送迎など、子どもを同乗させて
 自転車を利用することが多い未就学児の子育て世帯を
 対象に、自転車で外出しやすい環境を整備



②市営駐輪場における幅広駐輪エリアの設置

チャイルドシート付き自転車などを使用する方が使いやすいよう、幅の広い区画を設置



自転車施策に関する情報発信

○ホームページの充実

【目的】

- ・自転車を活用した様々な取組みを、来訪者や市民に知ってもらい使ってもらう
- ・ルールを知ってもらい、自転車を正しく、マナーよく使ってもらう

【掲載内容のイメージ】

- ①自転車を活用した新たな取組み
- ②駐輪場・コベリン等の位置情報を示した地図
- ③放置自転車の撤去に関する情報
- ④自転車に関するルール等の掲載

<ホームページ掲載イメージ>

①神戸市の自転車施策

神戸市自転車利用環境総合計画 (H24. 6)



神戸市の目標

安全・安心で快適な自転車利用環境並びに歩行環境の創出による魅力的なまちづくりの実現

自転車に関するこれからの取組み
 ・安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(H28.7)改訂
 ・「自転車活用推進法」の施行(H29.5)
 上記の動きをうけ、本市でも計画の見直しを行う

②自転車の使い方

市民の方々が日頃からギモンに感じる自転車に関する様々なことから紹介

- 例① 自転車はどこを走れば良いの？
- 例② 道路上に自転車を置いていたらどうなるの？
- 例③ 自転車を撤去された場合はどうすれば良いの？ など

③市内駐輪場マップ

市内の駐輪場を紹介

- ・場所 (google map地図情報と連動)
- ・利用形態 (運営者[市立・民間]、定期or一時、利用料金 など)
- ・利用時間

④自転車を活用した新しい取組み

- ・週末のお出かけも自転車で (区内市営駐輪場の共通利用)
- ・郊外のバス停まで自転車で (バス停駐輪場のご案内)
- ・子育て中の皆さまへ (駐輪場の割引、幅広駐輪エリアのご案内) など

⑤自転車を正しくご利用いただくために

- ・自転車利用五則
- ・走行空間に関するルール
- ・違反者への講習会受講の義務 など

